戸籍情報システム機器賃貸借仕様書

1. 件名

　戸籍情報システム機器賃貸借

2. 担当部課

　市民文化部市民課

3. 対象物件及び対象金額

金額は税抜　単位：円

項	品目	対象金額
1	戸籍情報システム機器賃貸借	9,816,000 円
	合計	9,816,000 円

※上記の金額は、市の想定するリース金利を含んだ価格

※対象物件の売主の見積価格は、8,180,000 円（税抜）

4. 機器明細

　別紙 1「導入機器一覧」

5. 設置場所

　門真市役所　市民課、サーバ室

6. リース期間

・リース開始　　令和 9 年 2 月 1 日

・リース期間　　60 ヶ月

・リース満了　　令和 14 年 1 月 31 日

7. 対象物件問い合わせ先（売主）

　富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店

　住所　　大阪市西区土佐堀二丁目 2 番 17 号

　℡　　06-6225-0390　Fax　06-6225-0394

　Mail　　jyunya.noguchi.nm@fujifilm.com

　担当者名　野口　潤也（のぐち　じゅんや）

8. 納品期限

　令和 9 年 1 月末日

9. リース物件の納入

リース物件は、貴社の負担により、本市が指示した納品場所に、指定した数量を搬入し、必要な導入設定作業を行い、使用可能な状態に調整した上で納入すること。

10. 積算内訳書の記入

見積書には、上記 3 の月額リース料（税抜き）及び期間中のリース料総額（税抜き）を記載すること。

11. 入札書の記入

入札書には期間中のリース料総額（税抜き）を入札金額として記入すること。

12. 契約の方法

落札者は本市と売主を含めた３者契約を締結すること。

13. 動産保険の付保

対象物件のうちハードウェアは動産総合保険に加入すること。

14. 支払い方法

リース料の支払は、当月分を翌月の初めに請求し、請求後 30 日以内に支払うものとする。

15. 契約保証金

徴収する。（60 ヶ月分賃貸借料の総額の 100 分の５以上）

ただし、門真市契約に関する規則第 21 条各号に該当するときは免除とする。

16. リース期間満了後について

リース期間満了後は、本市はリース物件を貴社に返還し、または再度貴社とリース契約を締結するものとする。ただし、ハードウェア以外の物件についてはリース期間満了後、本市に無償譲渡するものとする。

※無償譲渡対象物件の詳細は機器明細を確認すること。

リース物件を返還するときは、本市からの指示に従いリース期間満了後に撤去すること。

撤去に係る運搬・廃棄費用は貴社の負担とすること。

17. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、またはこの権利を担保に供することはできない。

18. 瑕疵担保責任

借入日から 1 年以内の間に賃貸借物件に瑕疵があった場合には、本市は貴社に対して瑕疵の補修を求めることができる。

19. 納入にかかる検査及び契約不適合責任

本市は、貴社から物件の納入を受けたときは、種類、品質又は数量に関してなど、本仕様書の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）がないかどうか、検査する。本市は、検査において、契約不適合があるときは、直ちに書面にて貴社に通知するものとし、貴社は、補修又は交換の要否の判断を本市と協議した上で、補修又は交換し、再度本市の検査を受けるものとする。

20. 物件にかかる契約不適合責任

売主は、貴社に売却した物件について契約不適合責任を負うこととし、貴社は物件について契約不適合責任を負わない。ただし、本市は、貴社から引渡しを受けた物件に契約不適合がある場合は、速やかに貴社に通知することとし、通知を受けた貴社は、売主に対する目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完の請求権を本市に譲渡するものとする。

21. 公租公課

公租公課については貴社の負担とする。

22. 再委託について

業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。また入札参加停止措置を受けている者及び入札参加除外措置を受けている者を下請負人としてはならない。

23. 秘密の保持及び個人情報等の保護

受注者は本業務を実施するに際して、次のことを厳守しなくてはならない。

（1） この業務について取り扱う書類及び磁気媒体は、プライバシー性が高く、重要なものであるため、取扱い、管理を十分にし、受注者は本業務の従事者に対して、この取扱いの重要性を十分に理解させ、業務全般に支障がないように配慮するものとする。

（2） この業務にあたっては、誠実、正確かつ迅速を旨とし、知り得た秘密は、第三者に漏らしてはならない。

（3） 個人情報等取扱特記事項を遵守するものとする。

（4） 別紙「情報システム関連業務委託一般仕様書」を遵守するものとする。

24. その他

- リース料には保守料を含めないものとする。(保守契約は本市と売主の間で直接締結)。また、機器の性能保障は売主が請け負うものとする。
- 導入機器は、別紙の通りとするが、発注の段階では、同等機種による最新の機器を導入することも可能とする。
- 本市、貴社、売主間で締結する賃貸借契約は、本市所定の賃貸借契約書を用いること

- 貴社と売主との売買契約は、売主所定の注文書・請書を用いること。
- 売主への支払期日は令和９年２月末とすること。
- 本仕様書に定めのない事項については、逐次、本市、貴社、売主３者で協議の上、取り決めるものとする。
- 契約の履行上疑義が生じた場合貴社は、本市、売主と協議の上、本市の指示に従うこと。